

就労目的のラオス人労働者海外派遣に関する
法令

- 1995 年 3 月 3 日付 01/95 号 ラオス人民民主共和国法に基づく
- 1994 年 12 月 14 日付 002 号/NA 労働法に基づく
- 労働・社会福祉大臣の提議に基づく

首相は法令を發布する：

第 I 節

一般条項

第 1 条 本法令は、就労目的のラオス人労働者海外派遣サービスの管理規則を定め、同サービスに対し便宜を与えるものである。ラオス人労働者の技能向上のため、ラオス市民の就労を奨励し、技能を向上させ、専門—技術面の知識—能力を獲得させ、国際協力の条件を定めることを目的とする。

第 2 条 政府は、就労目的のラオス人労働者海外派遣の認可を得た個人、法人及び海外派遣される労働者の公正な利益を、本法令に従い正しく保護する。

第II節

就労目的で海外渡航するラオス人労働者の 条件、権利及び責務

第3条 就労目的で海外渡航しようとするラオス人労働者は下記の条件を満たしていなければならない。

- ラオス国籍保持者であること。
- 18歳以上であること。
- 小学校全課程修了以上の学歴を有していること。
- 健康であること。
- 善良な市民であること。

第4条 就労目的で海外渡航するラオス人労働者は下記の権利を有する。

- 契約に従い賃金及び謝礼他を受領すること。
- 契約及び法に従い、自己の利益を保護されること。
- 海外就労斡旋企業と契約すること。

第5条 海外で就労するラオス人労働者は下記の責務を負う。

- 自らが就労している国の就労規則を厳正に守り行動すること。
- 自らが署名した労働契約を履行すること。
- ラオス人民民主共和国及び自らが渡航し就労する国の規則・法規・伝統的慣習に敬意を持つこと。
- 国家に対する義務を正しく実践すること。

第III節

海外就労斡旋企業の 条件、権利及び責務

第6条 海外就労斡旋企業は下記の条件を満たしていること。

- ラオス人労働者を就労のために海外派遣する事業の認可を受けている企業でなければならない。
- 信頼性のある企業でなければならない。ラオス人労働者を海外へ派遣するための保証金を有すること。

- 経営管理制度を有する企業であること。知識・能力を持つ社員を有すること。

第7条 海外就労斡旋企業は下記の権利を有する。

- 海外各国労働市場の調査活動、及び外国企業と契約を締結すること。
- 契約に従い、ラオス人労働者を海外派遣すること。
- 本法令 第12条の記述に従い、サービス料を受領すること。
- 法に従い、自己の利益を保護すること。

第8条 海外就労斡旋企業は下記の責務を負う。

- 自らが派遣したラオス人労働者を、契約に則って正しく管理すること。
- 自国及び就労のために労働者を派遣した先の国の伝統慣習・法規に敬意を持つこと。
- 情報・ニュースを労働・社会福祉省に報告すること。
- 自らが海外派遣した労働者の利益に対し責任を負うこと。
- 労働・社会福祉省の指導に則り、派遣前に労働者に研修を実施すること。
- 法に従い、国家に対する義務を実践すること。

第9条 ラオス人労働者を海外に派遣する海外就労斡旋企業は、下記の書類を有さねばならない。

- 労働・社会福祉省宛の派遣許可申請書
- ラオス人労働者の海外就労斡旋事業運営許可証
- 労働者と企業間の労働契約書
- 海外就労斡旋企業と外国において労働者を使用する企業間の労働提供契約書

第IV節

ラオス人労働者の海外派遣管理
に対する政府組織の権限及び責務

第10条 労働・社会福祉省は下記の権限及び責務を有する。

- ラオス人労働者の海外派遣事業運営許可を審査すること。
- 派遣主及び海外渡航する労働者の管理に関する詳細規則を定めること。
- 就労目的のラオス人労働者海外派遣を禁ずる職種・地域を規定すること。
- 就労目的のラオス人労働者海外派遣を検査、追跡すること。
- 諸問題発生時には解決のため、関係機関と連携すること。
- 年次及び、5年毎のラオス人労働者海外派遣計画を策定すること。

第11条 外務省・内務省・財務省・計画・共働委員会及びその他関係省庁は、労働・社会福祉省と連携し、就労目的のラオス人労働者海外派遣について、自省の任務に関連する各種規定及び勧告を發布する権利と責務を有する。

第V節

海外就労斡旋手数料及びサービス料

第12条 労働者海外派遣手数料は、法規に則り遂行すること。政府機関が手数料及びその料金を徴収することは、法規で規定されておらず、禁止する。一方、海外就労斡旋企業のサービス料は、労働・社会福祉省の管理下にある。

第VI節

表彰及び違反者に対する基準

第13条 就労目的のラオス人労働者海外派遣に貢献している海外就労斡旋企業・個人・各種機関が、本法令を遵守し成果を上げている場合は、相応の表彰を受ける。

第14条 労働者・海外就労斡旋企業・個人・法人又は関連機関が、本法令に違反している場合は、法規に則り罰金が科され、また告訴される。

第 VII 節

最終条項

第 15 条 労働・社会福祉省、各省、対応機関及び各レベルの地方行政機構は、本法令の内容に従い、厳正に職務を遂行する権限及び責務を持つ。

第 16 条 本指示書は署名日より発効する。これより以前に発布・施行された、ラオス人労働者の管理及び就労目的での海外派遣に関する規定・法規・指示又は合意決議が本法令に反する場合、それらは失効とするものである。

ビエンチャン市、2002 年 5 月 28 日

首相